

道の駅関川 旧関川村農物産館「あいさい市」 飲食店募集（麺類） 実施要領

〈概要〉

1 事業名 公告のとおり

2 業務内容 仕様書のとおり（別添）

当事業は旧関川村農物産館「あいさい市」（以下、当該物件という。）を活用する。審査で決定した事業者（以下、「受注者」という。）は、その提案を基に当該物件について賃貸借契約の締結を目指し、優先事業者として飲食店を経営するもの。

3 目的 （1）当事業は、令和2年度より開始した道の駅リニューアル関連工事に付随するものである。村内・村外から多くの人が当該飲食店を目的に訪れるような飲食店（麺類）の誘致を目的とする。
（2）多くの誘客が見込めるよう構築すること。（仕様書 第4章基本コンセプトも参照。）

4 スケジュール 令和8年 2月9日(月) 公募開始（村ホームページ掲載）
令和8年 3月19日(木) 質問書の受付期限【17時必着】
令和8年 3月27日(金) 参加表明書の受付期限【17時必着】
※希望に応じて 現地説明（詳細は公告、メールにて通知する）
令和8年4月上旬 書類審査 関係者 面談審査
面談審査後、速やかに結果を通知し、優先事業者として事業概要、賃貸借契約に向けて協議を行う。
村・事業者ともに契約事項まとまり次第、契約締結をする。

5 公募への参加表明

参加希望者は、「参加表明書(様式1)」を令和8年3月27日(金)までに関川村役場 地域政策課 交流・定住班へ提出(郵送（3月27日消印有効）又は持参)すること。

6 提出様式等 関川村ホームページからダウンロードしてください。

7 質問の受付及び回答

（1）質問の受付

実施要領に質問がある場合は、「質問書(様式2)」により電子メールで提出すること。

※メールアドレスは「問い合わせ先」に記載

※質問書のメールを受信した旨のメールを返信する。

※電話、FAXや来訪による口頭での質問は受け付けない。

(2) 受付期間

令和8年2月9日(月)【ホームページ掲載時】から令和8年3月19日(木)
とする。※提出期限を過ぎた質問は原則受け付けない。

(3) 質問に対する回答方法

適宜、全ての参加者に対して電子メールで回答する。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

8 提出書類

(1) 提出書類

①参加表明書(ヒアリングシート)

※本店及び営業所(令和8年2月9日現在)についても記載すること。

②企画提案書(下表参照)

NO	提出書類	内容	様式
1	参加表明書	・別紙様式のとおり	様式1
2	会社事業概要	事業実績がわかるもの 事業規模などがわかる資料(会社概要説明等のパンフレットがある場合、差し支えない)	任意様式可
3	経費見積書	原則当事業は建物貸しの為、村側の支出想定無。 ※現時点で、村側に発生する費用が想定される場合のみ提出すること。	様式3 任意可

③関係する追加の書類については、提出を妨げない。

(2) 受付期間

令和8年2月9日(月)から令和8年3月27日(金)まで

(3) 提出方法

持参又は郵送

ただし、持参する場合の受付時間は、平日8時30分から17時までとする。

消印有効とする。原則開庁日とすること。

(4) 提出場所

「問い合わせ先」に記載

(5) 提出部数

上記書類 4部ずつ

(6) 作成方法

提出書類は、別紙 A4 様式片面印刷で提出すること

9 面談の実施

(1) 日時

参加表明期間終了次第電子メールにて、候補日を通知する。

(2) 実施方法

- ・ 1者あたり面談は概ね 1 時間以内とする。
- ・ 面談出席者は、2名以内とする。
- ・ 面談は参加表明書（様式 1）に記載した内容に基づきヒアリングを行う。ただし当日の資料追加も認める。

10 企画提案の評価方法

参加資格が確認された者からヒアリング審査を行い、次の「11. 評価基準」に基づいて評価し、審査基準の合計点が過半数以上の者、かつ最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約候補者の相手方となるべき事業者（以下「受託事業者」という。）として選定し、今後賃貸借契約締結に向け優先的に進めることができる。

ただし、提案者が 1 社であっても面談の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託事業者を選定する。また、審査において 2 番目に高い評価を受けたものを次点者として定め、受託事業者との協議において契約に至らなかった場合、繰り上げて契約締結へ協議できるものとする。

11 評価基準

評価値は、信用度等に関する評価点（以下「信用度評価点」という。）と提案内容等に関する評価点（以下「提案内容評価点」という。）の合計値（最高値は「100点」）とする。

(1) 信用度評価点・提案内容評価点について

別表 1 「評価基準」に基づき、各評価項目をそれぞれ 5 段階で評価する。書類評価点の最高得点は 20 点、提案内容評価点の最高点は 80 点とする。

12 失格事項

提出にあたり次に掲げる条項の一つに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) この要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者に審査に対する援助を直接または間接に求めた場合
- (7) 面談に出席しなかった場合。なお、事故等によりやむをえず出席が不可能となつた場合は速やかに事務局に連絡し指示を受けること
- (8) 賃貸借予定金額が無償で記載されていた場合
- (9) 新規開業者の場合

1.3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生開始手続きの申し立てをなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと
- (3) 次の事項に該当しないこと
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - イ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員と認められるもの
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は、積極的に暴力団の維持又は、運営に協力し、又は関与していると認められるもの
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの
 - カ 法人にあっては、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。7において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- (4) 公募日現在で指名停止を受けていないこと

- (5) その他入札公告に記載のあるとおり
- (6) 本業務と同種・同規模の業務実績を過去もしくは現在に有すること

1.4 建物概要

① 所在地	別紙図面のとおり
② 敷地面積	別紙図面のとおり 51.34 m ² +風除室
③ 土地・建物所有者	関川村
④ 敷地の現況	村有地
⑤ 都市計画	都市計画区域外
⑥ 防火地域	指定なし
⑦ その他	簡易水道、公共下水道区域内

1.5 現地の確認

事前に現地を確認したい場合は、事務局まで連絡すること。日程等調整の上担当者が現地を案内することとする。現地調査不足等で現状図と違うなどの理由で優先事業者となった後の辞退は認めない。現地説明を希望するものは、事務局へ問い合わせること。

1.6 審査結果の通知

審査結果は、後日参加全者に文書で通知する。ただし各評価項目の点数及び評価値を算出するための計算式は公開しない。また、審査結果に対する異議は受け付けない。

1.7 審査後の契約に関する事項

(1) 契約締結

受託事業者と協議のうえ業務内容を決定し契約を締結する。受託事業者との契約交渉が不調の場合、次順位者と契約交渉を行うものとする。なお、契約内容の検討に係る事業者側の費用は事業者の負担とする。

(2) 辞退

当事業に対する参加資格確認審査に関する提出書類の提出後に、辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはない。

1.8 その他

- (1) この業務を中止する場合は、遅くとも令和8年2月末までに参加全者に通知するものとする。
- (2) 前項により業務を中止した場合において、それまでに参加者が要した経費または中止により生じた損害については、補填しない。
- (3) 提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

- (4) 本手続きにおいて使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。

19 問い合わせ先

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地

関川村役場 地域政策課 交流・定住班

担当：長谷川

電話 0254-64-1478 FAX 0254-64-0079

Mail:h-kenta@vill.sekikawa.lg.jp